

◆1番（浅沼美弥子）皆様、おはようございます。1番、公明党の浅沼美弥子でございます。通告に基づき、個人質問を行います。

1、環境美化・花の景観づくりの推進について。

この夏、雑草の草刈りやごみの不法投棄の改善等を要望する声が多数寄せられました。特に道路等の草刈りについては、例年に比べ苦情や要望への対応の遅れは目に余るものがありました。草刈り業務は、市民にとって一番身近な目に見える市の仕事でございます。このままでは市政への不信につながりかねません。我がまち印西市は清潔で美しいまちであってほしいとの願いを込め、質問いたします。多少耳の痛いこともあろうかと存じますが、真摯かつ明快なご答弁をお願いいたします。

- (1)、草刈り委託等の現状、課題及び改善策。
- (2)、空き地等の現状、課題及び改善策。
- (3)、県、都市再生機構等による管理の現状、課題及び改善策。
- (4)、市が保有する空き地等の現状、課題及び改善策。

わがまちの計画には、潤いのある生活空間の創出にむけて、公園や沿道における花壇づくりや植栽を奨励し、四季を通して市内各所に花が咲き誇る魅力あるまちづくりを市民と共に進める「四季の花の景観づくりの推進」が掲げられております。

そこで、(5)、事業の全容。

(6)、今後の推進策。

2、景観まちづくりについて。

- (1)、基本的な考え方。
- (2)、歴史・文化的な地域資源 蔵、古民家等の保全。

3、農業振興について。

(1)、耕作放棄地解消対策。

進捗状況と今後の取り組み。

4、学校の非構造部材等の耐震化について。

- (1)、進捗状況と今後の計画。
- (2)、窓ガラスの飛散防止等安全対策。

5、聴覚障害者等のためのパトライト設置について。

以上で1回目の質問を終わります。

◎市長（板倉正直）浅沼美弥子議員の個人質問に対し答弁をいたします。3については私から、その他については担当部長から答弁をいたします。

3の農業振興の(1)、耕作放棄地解消対策の進捗状況と今後の取り組みについてお答えをいたします。はじめに、進捗状況でございますが、市の耕作放棄地につきましては、耕作条件が悪く面積の少ない農地を中心に年々増加し、平成22年の農林業センサスによりますと市の経営耕地面積3,207ヘクタールのうち、耕作放棄地面積は465ヘクタールを占め、解消に至っていない状況と考えられます。そこで、市では、耕作放棄地それぞれの状況に応じた支援策を検討するための印西市遊休農地再生対策協議会を設立し、国の交付金を活用しながら耕作放棄地の解消に取

り組んでいるところでございます。また、昨年度は千葉県の緊急雇用創出事業補助金を活用いたしまして、耕作放棄地の実態把握及び集約化を図る仕組みづくりに向けた市内耕作放棄地調査を実施いたしました。調査結果といたしましては、田で約 228 ヘクタール、畑で約 312 ヘクタール、合わせまして約 540 ヘクタールの耕作放棄地と荒廃農地が確認されました。

次に、今後の取り組みといたしましては、市内耕作放棄地調査により把握したデータに基づき、農業委員会や印西市遊休農地再生協議会等の関係機関と連携を図りながら、農地の実態や所有者及び担い手の利用意向確認等の情報を整理し、耕作放棄地の条件に応じて再生利用や保全管理といった対策を進めていくことが重要であると考えております。

その他につきましては、担当部長から答弁をいたします。

◎都市建設部長(須藤賢一) 1の(1)の草刈り委託等の現状や課題、改善策についてお答えいたします。市道の草刈り委託につきましては、印西地区及び印旛本埜地区の2地区に分け、夏と秋の年2回草刈りを実施しているところであり、草刈り面積は印西地区が7万 4,000 平方メートル、印旛本埜地区が 11 万 5,000 平方メートルとなっております。発注後は、委託業者により順次草刈りの実施をしているところでございますが、委託範囲の増加に伴いまして実施時期のおくれや迅速な対応ができない事態が生じ、課題となっております。今後につきましては、草刈り範囲の細分化など再検討いたしまして、業務遂行の迅速化を図りたいと考えております。

次に、1の(3)、県、都市再生機構等による管理の現状、課題及び改善策についてお答えいたします。都市再生機構に確認したところ、現時点において県、都市再生機構が所有している宅地及び未引き継ぎの道路等の草刈りについてはお盆前と9月から10月の間に各1回の年2回を基本に実施していると聞いております。ただし、危険性等が認められる場合には、その都度草刈りを実施するとのことでございます。

次に、2の景観まちづくりについて、(1)の基本的な考え方についてお答えいたします。印西市の景観施策につきましては、平成 18 年度に県のモデル事業としてモデル景観計画を策定いたしました。平成 19 年度には国道 464 号沿線の地区計画の色彩景観にかかわるガイドライン案を作成し、該当地区計画区域内の建築物や広告等の色彩について指導しております。また、合併後の平成 23 年度に策定した印西市総合計画、平成 24 年度に策定した印西市都市マスタープランにそれぞれ景観施策の推進について示させていただいており、昨年度は印西市の景観施策の方針案をまとめたところでございます。本年度は、政策調整会議にて景観団体への移行と市職員での研究会である印西市景観施策研究会の設置について承認され、先日9月4日に第1回印西市景観施策研究会を開催いたしました。研究会では、景観を重視したまちづくりのための施策に関する調査研究及びその他景観施策推進に必要な事項を景観計画策定までの期間検討していく予定でございます。今後につきましては、景観行政団体への移行を目指す予定でございます。来年度以降につきましては、関係課や関連計画と調整を図りながら、順次市内の景観についての基礎調査を行い、印西市の景観についての基本的な計画を示す景観基本計画を策定した後、景観に関する手段や考え方、規制方法を示す景観計画を策定していくことを検討しております。

次に、(2)の歴史、文化的な地域資源、蔵、古民家等の保全についてお答えいたします。地域資源等につきましては、基礎調査の中で市内にどのような資源がどのくらいあるかを調査していく

予定でございます。

以上でございます。

◎環境経済部長(五十嵐茂雄) 1の(2)、空き地等の現状、課題及び改善策についてお答えいたします。

個人所有の空き地等の雑草の繁茂につきまして市民からの相談に対し、即時に現地確認を行い、土地所有者宛てに所有する土地の適正管理を行うよう通知文を送付して対応をお願いしているところでございます。また、課題及び改善策につきましては、通知文を送付しても土地所有者が草刈りに対応できないケースもございます。土地は所有者の財産であり、所有者みずから適正に管理するものであることから、引き続き土地所有者に適正な管理をお願いしてまいりたいと考えております。

以上でございます。

◎総務部長(新井功) 1、環境美化、花の景観づくりの推進についての(4)、市が保有する空き地等の現状、課題及び改善策についてお答えいたします。

市が管理している普通財産の管理状況でございますが、市が保有する土地は約22万4,000平方メートルでございます。そのうち約16万平方メートルにつきましては、貸し付けをしております。貸付地については、借り受け者が適正に管理していただいております。それ以外の約6万4,000平方メートルを市が直接管理しているところでございます。その直接管理している土地の多くは山林や雑種地となっておりますが、環境美化の観点としましては住宅地に近接している箇所や地域から草刈り要望のある箇所、約5,000平方メートルについて年数回除草しているのが現状でございます。また、花の景観づくりの推進の観点としましては、市役所入り口にあります文化ホール北側駐車場の空きスペースを利用しまして、パンジーやポーチュラカなど、季節ごとに種類を変えて植栽をしているところでございます。

◎企画財政部長(伊藤隆) 1、環境美化、花の景観づくりの推進について、(5)、事業の全容についてお答えいたします。印西市総合計画における四季の花の景観づくりの推進につきましては、実施計画事業といたしまして四季の花の景観づくりの推進と花いっぱい運動の推進に取り組んでいるところでございます。四季の花の景観づくりの推進につきましては、市内に咲く花の情報や花咲くまちづくりにつながる支援活動情報をいんざい花だよりとして市のホームページに掲載するとともに、本年度から市民が主体となって花の植栽を行う活動に発展することを目的として、ご協力をいただける市民団体等に花苗や肥料などを配布し、花壇づくりの活動を支援するモデル花壇奨励事業を行っているところでございます。次に、花いっぱい運動の推進につきましては、各公共施設や各種団体、小・中学校等に市の花であるコスモスの種を配布しており、平成25年度からは個人配布を行い、その推進に努めております。また、公園の美化活動支援事業では、地域団体の方々に花の植栽等もお願いしており、特に花壇づくりでは四季折々の花を植栽するなど、公園美化活動の推進といった面からもご協力をいただいているところでございます。

次に、(6)の今後の推進策につきましてお答えいたします。四季の花の景観づくりの推進につきましては、現在実施しています花に関する情報発信を県立花の丘公園などのご協力をいただきながらさらに充実させ、モデル花壇奨励事業では協力団体の拡大を図り、四季を通して市内各所に花が咲き誇る魅力あるまちづくりに取り組んでまいりたいと考えております。また、花いっぱい運

動の推進につきましては、新規公園のほか、既存公園や公共施設を中心に植栽場所の確保に努めるとともに、NPO法人や各種市民団体とも連携を図り、さらなる運動の推進に努めてまいりたいと考えております。

以上でございます。

◎**教育部長(高島一郎)** 4、学校の非構造部材等の耐震化についての(1)、進捗状況と今後の計画についてお答えいたします。本年4月より順次非構造部材点検業務及び屋内運動場特定天井撤去工事設計業務の委託を発注し、点検、設計作業を実施しております。来年3月に完了を予定しているところでございます。点検により改修が必要になったものにつきましては、特定天井の撤去等について計画的に実施してまいりたいと考えております。

次に、(2)、窓ガラスの飛散防止等安全対策についてお答えいたします。現在実施しております非構造部材の点検業務委託では、ガラス窓等についても調査の対象となっております。その結果を踏まえ、改修が必要と判断した箇所につきましては順次対応してまいりたいと考えております。

以上でございます。

◎**健康福祉部長(浅倉美博)** 5の聴覚障害者等のためのパトライト設置についてお答えいたします。

当該パトライトの設置につきましては、障害者総合支援法に基づく日常生活用具給付事業により聴覚障害1、2級の手帳所持者を対象に、本人の希望により現在聴覚障害者用屋内信号装置を給付しているところでございます。当該装置は、来所者がインターホンを押すと音のかわりに光や振動によりお知らせする機器でございます。引き続き対象者への周知に努めてまいりたいと考えております。

以上でございます。

◆**1番(浅沼美弥子)** それでは、一問一答で再質問を行います。

1、環境美化、花の景観づくりの推進についての(1)です。土木管理課に係る道路等の草刈りについてですが、現在市内を2つの地区に分けて業者に委託しています。委託範囲が増加したことで実施時期がおくれたり迅速な対応ができなくなっているということで、細分化をすとのご答弁でした。市民から苦情が出ないよう、実施の時期についても再検討の必要がないか伺いをいたします。

◎**都市建設部長(須藤賢一)** お答えいたします。

ご指摘の実施の時期等につきましても再検討して、改善をいたしまして良好な道路の保全に努めてまいりたいと考えております。

以上でございます。

◆**1番(浅沼美弥子)** 市長に伺いたいと思います。例年実施されている草刈り業務であり、夏場の雑草の苦情は毎年あるのです。私のところにも毎年のように来ます。しかしながら、今年は本当にちょっと目に余る状況でございました。ですから、常日ごろ土木管理課の職員の皆様にはいろいろな市民要望をいろいろ聞いていただいて、本当に力になっていただいておりますので、できればこういったところに取り上げたくはなかったのですけれども、取り上げざるを得なかったということでございます。答弁に細分化と実施時期の検討をするということなのですが、それで解決できるのか、

ちょっと疑問だから市長にお伺いするのですけれども、今市域を2つに分けて委託しておりますが、実は今年はこの2カ所とも同じ業者がやっております。つまり市内全域を一つの会社、1社で行っております。1社がだめだということではないのです。それなりの従業員の数だったり機械の数があれば対応できると思うのですけれども、それがちゃんとなっているのかということ判断して委託しているのかどうかは私にとってはちょっと疑問なのです。ほかの業務でも同じような事例があるようですので、こういったミスマッチというか、そういうことが起こらないような仕組みに改善しなければいけないのではないかとと思うのですが、はっきりとこの原因について究明して、改善をするように市長のほうからしっかりと指導していただきたいと思いますが、いかがでしょうか。

◎市長(板倉正直) お答えいたします。

今年度につきましては、道路の草刈りについて市民生活にご不便をおかけしておりますが、今後草刈り範囲の細分化など改善を行って、市民生活にご迷惑がかからないよう、どういうわけですういうようになってしまいか、その辺のところをよく研究して、分割してでもちゃんとうまくいくように担当課のほうに指示を与えて、みんなに迷惑かからないような方法をとっていきたいと、こういうように考えております。

◆1番(浅沼美弥子) よろしくお願いいいたします。

さて、私が住んでおります木下東から通称水道道路を通りまして、ゴルフ練習場のところに突き当たりますが、その突き当たる直前、左側のほうに路肩に大量の土砂が放置されております。私は、当初悪徳業者の不法投棄かと思っておりました。それが今では雑草が生え放題となっております。今後の対策を伺います。

◎都市建設部長(須藤賢一) お答えいたします。

ご質問の土砂につきましては、平成24年度工事にて発生したもので、土質が比較的良好であったことから、他工事で再利用するため道路路肩に仮に置いてある状況となっております。しかしながら、この土砂につきましては、本年度下半期の補修工事等におきまして適切に利用、処分する予定でございます。

以上でございます。

◆1番(浅沼美弥子) 環境保全課では、市民に対して土地の適正管理を訴えております。また、各課では花いっぱい運動も展開しております。一方で市が道路脇に残土を放置している。いかがなものかなと思いますので、改めまして環境美化という視点も忘れずに土木の業務を行っていただきたいと心から思っております。そういった意味では、土木に女性の視点、これが少し欠けているのではないかと思っております。今土木に携わる女性の存在を土木女子ということで「ドボジョ」と言うらしいのです。市も今後積極的にドボジョを採用、配置していただくことを提案しておきたいと思っております。

(2)、環境保全課に係る個人所有の空き地の草刈りの対応についてでございますが、相談があれば即時対応で住民と所有者との仲立ちをして解決をしております。しかしながら、市からの通知文に対し何ら応じない例もあるようです。昨年度の現状をお伺いいたします。

◎環境経済部長(五十嵐茂雄) お答えいたします。

草刈りの相談件数につきまして平成25年度で申し上げますと、約60件前後でございます。その多くは解決されておりますが、一部未解決の相談もございまして、未解決の多くは、土地所有者

が遠方にいるか行方がわからないなどのほか、土地所有者の何らかの都合によるものでございます。

○議長(渡邊正一) 浅沼美弥子議員の質問の途中ですが、ここで休憩したいと思います。

11時15分まで休憩します。

◆1番(浅沼美弥子) 市に来ました60件のほとんどが市の仲介によって解決しています。しかしながら、数件の未解決事例の中には町内会が訴訟を検討している事態になっている例もあると聞きました。住民の心労はいかばかりか、市として真剣に受けとめるべきだと思います。県内には市が関与できる条例等を制定し、解決している例もあります。解決策を市としてどのように考えておられるか伺います。

◎環境経済部長(五十嵐茂雄) お答えいたします。

空き地の雑草に対する草刈り条例でございますが、条例自体は県内で市町村として条例を定めている例がございますが、行政代執行まで行った自治体は極めて少ない状況でございます。市の対応、今後何ができるかということでございますが、国におきましても現在空き家等の対策の検討を行っておりますことから、その状況を注視し、市として何ができるかということを検討してまいりたいと考えております。

◆1番(浅沼美弥子) 次に、(3)、建設課や都市計画課に係る県や都市再生機構が所有、管理を行っている土地及び道路についてです。中央分離帯の雑草等について、今年の夏はニュータウン地域の方からも私のところにもありましたし、市にも多くの苦情があったと聞いております。あそこは、植栽より高くなってしまうと大変に見通しが悪くなりまして、安全性に問題が生じてきます。草刈りの時期を早期に行う必要があると思います。また、464号線の掘り割り部にあります道路の待機スペース、ここに不当に投棄されたごみが山になっておりました。県会議員に来ていただいて、すぐ改善されたのですが、目につきづらいということもありまして、その後すぐにごみが捨てられてしまっている現状なのです。新たにできた道路でもありますので、地元が声を出して、県によく把握していただくことが非常に大切だと思います。

さて、そのまちを強く印象づけるのが隣接する市の境です。行政界だと思えます。例えば16号線から八千代市を通りまして竜ヶ崎線に入りまして、印西市に入りますと看板があります。川五郎のところですよ。印西市に入った途端、歩道も人の背丈ほどある雑草で覆われておまして、時々見かける通行人も命がけで通行しております。以前には竜ヶ崎線沿いといえどコスモスが咲いていた時期もありました。今では雑草に優し過ぎる印西市となってしまっていて、本当に残念でなりません。さらに、つい先週でした。市民から連絡がありまして、行ってみたところ、県管理の水路にかなり大きいクリの木が生えて、実もなっておりました。「桃栗三年柿八年」と申します。間違いなく3年以上はほったらかしだったと思われれます。市民からの訴えによって、印西市の土木管理課の職員が民地に伸びた枝は伐採してくださったそうです。しかし、県に対応を依頼しますと、今年ではできませんとの回答だったそうです。こんなことでは印西市は荒れ放題になってしまうのではないかと懸念しております。声を出さないところはほったらかし、後回しになりがちだからです。市として強く申し入れを行う必要があるのではないのでしょうか。特に声の大きい印西市長にぜひそこら辺お願いしたいと思うのですけれども、いかがでしょうか。

◎市長(板倉正直) 今浅沼議員のほうから幾つかにわたってご指摘をいただきました。私も現場等をよく調査しながら、また私も常々車で通っては、ああ、荒れているな、荒れているな、いつも気にはしております。よくその辺のところを見きわめて、言うべきところはちゃんとお願ひして、措置してもらおうようにいたしたいと思います。

◆1番(浅沼美弥子) 次に、(4)です。管財に係る市所有の土地についてですが、普通財産のうち71.4%を貸しているということです。先ほど残土を道路に保管している例がありましたけれども、そういった資材置き場に適切な市有地ないのかなと思うのです。市有地の適正管理とともに、住民の環境に配慮した市有地の有効活用を今後検討していただきたいと思います。

次に、四季の花の景観づくりの推進、(5)、事業の全容の再質に移ります。四季の花の景観づくりの推進としてさまざまな、今答弁にもありましたが、行っております。各課で行っております。今後は、NPO法人や市民団体との連携で推進するということでした。よろしくお願ひいたします。これまでも花の植栽時にお手伝いくださる団体やファンドで花に関する取り組みを行っているNPOなどがおりますので、力をかりて推進していただきたいと思います。実施計画事業以外にもこういった花の植栽に関する取り組みが行われていると思いますが、その辺について伺います。

◎企画財政部長(伊藤隆) お答えいたします。

実施計画以外の取り組みにつきましては、主に市内において主体的に美化活動を行っている市民団体等への支援活動として、市が管理する道路等への美化活動への支援事業として印西市ふれあいロード、千葉県が管理する道路の美化活動への支援事業として千葉県道路アダプトプログラムを実施するほか、師戸試験圃場内の管理、美化活動への支援事業などを実施しているところでございます。また、市が主体となる取り組みといたしまして、文化ホール北側の駐車場横にあります植栽帯において花の植栽活動を行っているところでございます。

以上でございます。

◆1番(浅沼美弥子) ふれあい道路につきましては、ニュータウン中央駅北口の歩道、また大塚、ビジネスモールの歩道、また滝野地区の歩道のラベンダーなど、多くの市民に参加していただき、市民以外にもいらっしゃいますが、成果を出している事業だと思えます。

(6)、今後の推進策に入ります。花の植栽による景観づくりは、市民の協力が不可欠です。そのためには、まずは行政として公共施設等における花の植栽を計画的、積極的に行うべきではないでしょうか。この8月、松山下公園には高校総体のお客様が全国からたくさんお見えになりました。しかし、残念なことに、花壇には雑草に成長を阻まれて花の咲かない草がお出迎えといった現状でした。また、印西市の北の玄関、木下駅前北口ロータリーの状況も惨たんたるものです。市民からの指摘もありました。また、市役所は市の顔でございます。先ほどの北の駐車場、あそこはとてもきれいになっていると思います。しかしながら、市役所正面通り、街路樹下に生い茂った雑草には閉口いたします。ここをきれいにして文化ホールの北駐車場とおそろいの花を植えたらすてきではないでしょうか。そのように積極的な関与を求めたいと思いますが、いかがでしょうか。

◎企画財政部長(伊藤隆) お答えいたします。

公共施設における花の植栽につきましては、現在県立北総花の丘公園のご協力を得ながら、市役所玄関前や印旛支所、本埜支所玄関前にプランターを設置しており、そのほかの公共施設においては各施設の判断で植栽活動を行っている状況でございます。なお、市内全域で花の植栽

による景観づくりを推進するためには、ご指摘のとおりまずは行政がこの事業に真剣に取り組んでいる姿勢を市民にアピールすることが重要であると考えております。今後市内の公共施設の管理者に対し、花の植栽活動に取り組んでいただけるよう働きかけながら、市内全ての公共施設で花が楽しめるような景観づくりに努めてまいりたいと考えております。

以上でございます。

◆1番(浅沼美弥子) 花の管理には手間が必要です。人手という点で再任用職員の活用の考えはありませんでしょうか。

◎総務部長(新井功) 再任用職員の活用ということでございますが、特に花の管理だけということですとなかなか考えづらい点もございます。各公共施設には職員がおりますので、施設管理の一環としてそういう植栽等の管理とあわせて、花壇等積極的に花を植えていただいているようなところについてはその施設の職員で対応できるというように考えております。

◆1番(浅沼美弥子) わかりました。職員でできることは職員でやると、また委託業者の仕事をきちんと監督するなど、行政としての植栽の取り組みの今後に期待したいと思えます。

次に、年間に多くの来客を迎えるニュータウン地域です。県管理とはいえ、464号線沿いの雑草も目立ちます。県のアダプト制度を利用した植栽活動の今後の展開について伺います。

◎企画財政部長(伊藤隆) お答えをいたします。

国道464号線における花の植栽につきましては、先ほどご答弁させていただきましたが、現在県立印旛明誠高等学校前及びJAの西印旛前からタマホーム前の植栽帯におきまして、市民団体が千葉県道路アダプトプログラムを活用し、植栽活動を行っております。市としましては、この制度の利用者を増やし、千葉県や利用者と協力して国道464号線沿いの植栽帯を花で満たすことができるのではないかと、そのように考えているところでございます。今後は、同線沿いに立地する企業に対し、市の取り組みへの理解を求め、同制度を積極的に活用し、花の植栽活動にご協力をいただけるよう働きかけをしてまいりたいと考えております。

以上です。

◆1番(浅沼美弥子) これまで質問してまいりましたが、花いっぱい運動といいますが、花の植栽については庁内組織においてさまざまな課がかかわっております。予算もそれぞれに組み込まれていると思えます。せっかく予算をいただいて、それぞれが取り組んでいるのですが、何か効果がいま一つといった感じがしてなりません。市民からの評価も決して高いとは言えない状況となっております。そこで、環境美化、景観形成の観点から、全体の事業の計画を立てて監督、指揮するなど、全体を統括し、推進する庁内体制を構築し、会派代表質問でもありましたけれども、再来年市制20周年を迎えますので、再来年までには花いっぱいのすてきな印西市にして、「ひと まち 自然 笑顔が輝く いんざい」を具体化していただきたいと思います。庁内体制についての考えを伺います。

◎企画財政部長(伊藤隆) お答えいたします。

花による景観づくりにつきましては、現在市役所内のさまざまな部署で個々に取り組んでおり、公共施設においても独自に取り組んでいる状況でございます。ただいま議員ご指摘のように、花による景観づくりをさらに推進するため、関係部署間で情報共有を図り、連携、協力できるような庁内推進体制の構築を検討してまいりたいと考えております。



◆1番(浅沼美弥子) では、最後にもう一言だけ申し上げまして、1番は終わりにしたいと思えます。市長は、いつも市長のチラシは正直ニュースということで、コンセプトは正直という信念でやっておられると思うのです。印西市の市勢要覧にはこのように書かれております。「まちを彩るコスモス、牧の原駅周辺では毎年のようにコスモス祭りが開かれ、市民が育てたコスモスが数百万本もの規模で咲き誇ります。この地域だけではなく、市の花であるコスモスを市内の至るところで見ることができます。」このように記載されています。また、最近なのですけれども、首都圏ナンバーワンの季節情報誌の最新版に印西市が紹介されておりました。「北総鉄道でコスモスピクニック、約200万本のコスモスに囲まれ、気分爽快、まるでおとぎの国」と、こういうように、たまたま見つけた本、めったに本なんか買わないのですけれども、そういうように書いてあったので、買ってしまいました。紹介されておりますので、印西市に来てくださった人にうそつきと言われぬように、秋にはコスモスが咲くよう市政をリードしていただきたいと思います。そうでなければ、市勢要覧や新・印西八景を一部見直ししないといけないのではないかなと思っておりますので、最後に申し上げて、次に移りたいと思えます。

2の景観まちづくりについて、(1)、基本的な考え方、本年9月4日に第1回目の印西市景観施策研究会が開催され、今年度景観行政団体へ移行、そして来年度基礎調査、その後基本計画、景観計画、条例化というスケジュールになっていることがわかりました。では、現在景観施策の推進のために担当の職員はどのような研修に参加しているのでしょうか。

◎都市建設部長(須藤賢一) お答えいたします。

今後景観施策に取り組んでいくに当たりまして、今年度は職員に千葉県が行う研修のほかに公益財団法人都市計画協会が主催しますまちづくりと景観を考える全国大会、一般財団法人全国建設研修センターが主催する景観まちづくり研修等へ参加させまして、小田原市や横浜市をはじめとした全国の優良事例の紹介や川越市の蔵造りの街並み景観の現地視察等を通して景観に関しての情報、知識の収集を行っております。

以上でございます。

◆1番(浅沼美弥子) 次に、(2)についてでございますけれども、来年度印西市にある歴史、文化的な地域資源など景観の資源をどのように調査していくのか伺います。

◎都市建設部長(須藤賢一) お答えいたします。

景観の資源につきましては、先ほど答弁させていただきましたが、基礎調査の中で現場確認、市民アンケート調査等によりまして市民の皆様から情報を集めていきたいというように考えております。

以上でございます。

◆1番(浅沼美弥子) アンケート調査というのは非常によろしいかと思えます。木下駅周辺においては、かつて水陸交通の要衝であった木下河岸を中心に、当時を反映した面影を残す建造物がありますということで、そういったものが最近も1つ何かなくなったということで、残念だという声をちょっとお聞きいたしました。こういう地域資源が溶け込んだ魅力的な街並みと言えないかもしれないけれども、そういったものも大切な宝ですので、今後蔵とか古民家とか、そういうものを保全することも考えていただきたいと思いますなど、これはほかの課になると思いますがけれども、考えていただきたいと思いますという思いがあります。そのためには皆さんから、印西八景とって8の景観ということで印

西八景というのがありますけれども、それぞれに自分の住むまちにすぐすてきなところがあるのです。我が家の近くにも実はすぐすてきなところが、紹介したいようなところが、ほんの小さいのですけれども、あります。ぜひ、印西八景ではなくて印西百景をつくるぐらいの、皆さんからそういったのをいただいて、市民の方にお知らせするような取り組みができればいいのではないかなと思っております。

それでは、次の3の農業振興について移らせていただきます。(1)、耕作放棄地解消対策でございます。平成19年からこれまで7年間に耕作放棄地解消実績として11.4ヘクタール、これは会派ひびきさんの答弁でありましたので、答弁は要りません。11.4ヘクタールということでもわかりました。耕作放棄地解消を加速するため、農地を貸したい所有者と、それから借りたい希望者をつなぐ農地の仲介システム、農地中間管理事業の推進について伺いたいと思います。その概要と当市の実施予定について伺います。

◎環境経済部長(五十嵐茂雄) お答えいたします。

農地中間管理事業につきましては、全国的な担い手不足や増加する耕作放棄地といったさまざまな課題に対応していくため、新たな農地貸借制度として担い手への農地集積や集約化などを加速するため、農地所有者と担い手との間に農地中間管理機構が入って農地の貸借を行い、農地の集団化、経営規模の拡大及び新規参入を進めていくものでございます。制度につきましては、今年度から新たにスタートしたもので、千葉県では公益財団法人千葉県園芸協会が農地中間管理機構に指定されております。市は、当該事業の事務の一部を受託する予定となっております。相談窓口、受け付け業務、周知活動及び現地確認等について実施をしていく予定でございます。

◆1番(浅沼美弥子) それでは、農地中間管理事業の最新の状況を伺います。

◎環境経済部長(五十嵐茂雄) お答えいたします。

農地中間管理事業の状況でございますが、これまでの制度周知といたしましては広報「いんざい」やホームページへの掲載、また周知用パンフレットをJA西印旛の機関紙で市内農家約3,500戸に配布し、周知を図りました。農地の出し手、受け手の申し込み状況でございますが、出し手につきましては随時受け付けを行っておりますが、周知を開始しました8月以降、問い合わせはございますが、申込書の提出を行った方は現在のところおりません。受け手につきましては、8月1日から9月5日までを募集期間として申し込みの受け付けを行い、7件の借り受け申込書が提出されている状況でございます。

◆1番(浅沼美弥子) わかりました。それでは、ひびきさんのほうでも言っておりましたけれども、耕作放棄地が復元されても、その後十分な活用ができないとまた放棄されるということになりかねないということで、数年前に印西市で、正確な名前はちょっと忘れたのですが、印西市主催の農業フォーラムみたいのがありまして、そのときに印西市の学校給食における地産地消の弱点といたしましてタマネギ、ニンジン、ジャガイモの供給が足りないことがそのとき紹介されました。身近な野菜だったので、すごく意外に感じたので記憶に残っているのですが、現在市内5カ所の学校給食センターでの年間使用量、タマネギ約24.4トン、ニンジン約21.4トン、ジャガイモ約15.2トンということになります。これらの作物を地元で作り、納品できるような、そんなシステムをつくることできれば耕作放棄地解消の一助になるのではないのでしょうか。さて、農業の担い手の高齢化や後継者不足、さらには米の値段の下落により、今や大規模農家であっても廃業という事態の増加

が懸念されております。そんな中、増加しているのが出資型農業法人です。出資型法人の育成を検討する考えはないか伺います。

◎環境経済部長(五十嵐茂雄) お答えいたします。

市の農業情勢でございます高齢化や担い手不足、さらには米価の下落、耕作条件などを考えますと、地域農業の担い手だけでは耕作放棄地の解消は大変難しいものと思っております。議員ご提案の出資型農業法人の育成につきましては、千葉県耕作放棄地対策基本方針でも推奨しておりますので、耕作放棄地の解消の一つにはなると考えております。県内でも出資型農業法人による取り組みはJA山武郡市やJAいんばで始まっております。市内にもJA西印旛がございまして、耕作放棄地の解消に向け協議してまいりたいと考えております。

◆1番(浅沼美弥子) それでは、4の学校の非構造部材の耐震化に移らせていただきます。

(1)、体育館の天井撤去工事が必要なのは、平賀小学校、本埜第一小学校、本埜中学校の3校、また武道場の天井撤去工事が必要なのは本埜中学校を除いた全中学校となっています。これら該当する学校の天井撤去工事というのは全て来年度予算確保し、撤去を完了できるのか伺います。

◎教育部長(高島一郎) お答えをいたします。

国から平成 25 年8月7日付通知で公立及び国立学校施設における天井等落下防止対策の一層の推進についてによりますと、屋内運動場や武道場等の該当するつり天井、この撤去につきましては平成 27 年度までに完了を目指すこととしてございます。当市といたしましては、該当する屋内運動場及び武道場の天井撤去工事について平成 27 年度において全て実施していきたいと考えてございます。

以上でございます。

◆1番(浅沼美弥子) それでは、(2)の窓ガラスの飛散防止と安全対策でございますが、窓ガラスの飛散防止フィルムにつきましては、五十嵐部長が教育部長だったときのご答弁では吹き抜けになっているところについて対策を講じていくという答弁をいただいております。早急な対応を求めたいと思います。該当する学校の状況と今後の予定を伺います。

◎教育部長(高島一郎) お答えをいたします。

吹き抜け昇降口の高窓を有する学校は、市内で全部で5校でございます。このうち4校につきましては、対策済みとなっております。残る本埜第一小学校につきましても、飛散防止フィルムによる改修を本年度中に実施したいと、このように考えてございます。

◆1番(浅沼美弥子) 最後、5番の聴覚障害者等のためのパトライト設置についてに移ります。今年日本は、国連の障害者権利条約を批准いたしました。この条約は、締結国に対し、障害者と健全者が分け隔てなく生きる権利を守るよう求めております。障害の重さは、個人の側ではなく社会との相互作用によって決まるとする理念に立つのがこの条約の本旨で、障害者が暮らしやすいかどうかは社会の側に責任があるというのが新しい国際ルールと言われております。そして、社会に求められているのが合理的配慮ということです。3年半前の 3.11 のときに、聴覚障害者の方々が防災無線やそういったものが聞こえずに、多くの方がお亡くなりになりました。昨今庁舎等公共施設に緊急時を視覚で知らせる赤色回転灯、パトライトを設置する自治体が見られます。出てまいり

ました。聴覚障害者等のためのパトライト設置の考えはないかお伺いをいたしまして、私の個人質問を終わらせていただきます。

◎総務部長(新井功) お答えいたします。

パトライトなど音声以外の警報装置等の設置につきましては、聴覚障害者の皆さんの安全性を確保するために有効であり、特に駅や空港をはじめ、ホテル、病院などにおいて必要性が認識されつつあると考えております。市庁舎におきましても、聴覚障害者等が安心して来庁していただけるように、音声以外の警報装置等について今後調査研究してまいりたいと考えております。

○議長(渡邊正一) これで浅沼美弥子議員の個人質問を終わります。

自席にお戻りください。